平成２７年（フ）第８４号
茨城県古河市中田111―14、住民票上の住所茨城県古河市古河738番地７
債務者　阿部　智代（旧姓島田）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第８５号
茨城県古河市大堤1044番地12
債務者　矢澤　博
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第９６号
茨城県結城市大字結城11803番地７
債務者　野口　美貴
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７０号
山梨県甲府市千塚４丁目12番15号　鷹野住宅３
債務者　川村　節子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９９３号
愛知県春日井市上条町８丁目135番地
債務者　梅村　正美
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９９４号
愛知県春日井市上条町８丁目135番地
債務者　山田寿美子こと　李　昭子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２号
愛知県半田市鴉根町２丁目76番地の６
債務者　大平　定子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５１号
愛知県清須市助七東山中116番地１　チムニーハウス103
債務者　佐野　健一
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１９号
兵庫県姫路市香寺町中寺378番地
債務者　壷阪　茂子
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１５０号
兵庫県姫路市四郷町東阿保503番地　グランチャレットⅡ101、従前の住所兵庫県姫路市北条432番地16
債務者　福岡　早苗（旧姓富永）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１５３号
兵庫県姫路市別所町佐土３丁目39番地　グリスィーニヤ105号
債務者　大先　栄輝
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１６５号
広島市南区出汐３丁目４番34―405号
債務者　荒光　勇太
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３２号
広島市南区西蟹屋４丁目１番36―607号
債務者　山本　隆夫
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７５号
広島市中区国泰寺町２丁目２番28―1301号
債務者　大﨑　美恵（旧姓門真）
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０７号
広島市南区東雲２丁目15番37―413号
債務者　末長　一記
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１６号
広島市西区楠木町３丁目４番14―103号
債務者　池　宏香
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９号
山口県萩市大字江向298番地２　ホワイトルーム101号、前住所山口県萩市大字土原280番地４
債務者　増野　美澄
1　決定年月日時　平成27年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
山口地方裁判所萩支部